

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ 3

主な保険用語のご説明 5

お知らせとお願い 8

生命保険募集人	8
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	9
元本欠損が生じる場合	10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	10

商品のしくみ 11

商品の特徴	11
積立利率	14
積立利率保証期間の更新	15
市場価格調整	16
為替リスク	18
保険料円貨入金特約	19
保険料外貨入金特約	19
円貨支払特約	20
保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約	21
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約	22
年金支払移行特約	24
死亡給付金等の年金払特約	25
保険契約者代理特約	26

保険金のお支払い 28

保険金のお支払い	28
保険金をお支払いできない場合	29

ご契約に際して 31

告知義務	31
ご契約内容などの確認	32
ご契約の成立と保障の責任開始期	32

ご契約後について 34

解約と解約返還金	34
基本保険金額の減額	37
被保険者による保険契約者への解約の請求	37
保険金の受取人によるご契約の存続	37
保険契約者および死亡保険金受取人の変更	38

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き	39
保険金のご請求方法	39
保険金のお支払期限	40
認知症介護保険金の代理請求	41
保険金のご請求手続きの流れ	42
保険金の請求訴訟	43
生命保険と税金	43

お客さまにご負担いただく諸費用 45

お客さまにご負担いただく諸費用	45
-----------------	----

会社・制度のご案内 47

当社の組織形態	47
個人情報の取扱い	47
本人特定事項などの確認	47
米国法「FATCA」に関する確認	47
税法上の居住地などの届出	47
支払査定時照会制度	48
保険金額などの削減	49
生命保険契約者保護機構	49
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ	50

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、
ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款 51

積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）	51
------------------------	----

特約条項 73

保険料円貨入金特約	73
保険料外貨入金特約	74
円貨支払特約	75
保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約	86
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約	88
年金支払移行特約	96
死亡給付金等の年金払特約	103
保険契約者代理特約	109

* 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

ご契約お申込みの際の留意点

募集代理店などによっては、お取り扱いできない保険契約の型があります。

* この保険における保険契約の型として、「死亡保障型」と「死亡・認知症介護保障型」がありますが、募集代理店などによっては、お取り扱いできない保険契約の型があります。

目的別もくじ

「ご契約にあたって

保険用語の意味が
わからない

主な保険用語のご説明

5 ページ

申込みの手続きに
ついて知りたい

ご契約お申込みの
お手続きの際の留意点

8 ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

9 ページ

告知について知りたい

告知義務

31 ページ

いつから保障が開始
されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

32 ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて
知りたい

商品のしくみ

11 ページ

保険金のお支払い

保障内容について
知りたい

保険金のお支払い

28 ページ

保険金が受け取れない
場合について知りたい

保険金をお支払い
できない場合

29 ページ

保険金の請求の流れ
について知りたい

保険金のご請求方法

39 ページ

保険金のご請求手続き
の流れ

42 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

34 ページ

死亡保険金受取人を
変更したい

保険契約者および死亡
保険金受取人の変更

38 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険
証券の再発行のお手続き

39 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

43 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	移行後基本保険金額 (いこうごきほんほけんきんがく)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、被保険者が移行後保障増額日以後に死亡したときの死亡保険金額の基準となる金額のことで、	
	移行後保障増額日 (いこうごほしょうぞうがくび)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、死亡保険金額が増額する日のことで、定額円貨建移行日の2年後の年単位の応当日となります。	
	一時払保険料充当金 (いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。	
	円貨最低保証額 (えんかさいていほしょうがく)	「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合において、保障抑制期間中に被保険者が保険金の支払事由に該当した場合の保険金の支払額について円貨で最低保証される金額のことで、	
	円貨払込金額 (えんかはらいこみきんがく)	「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。	
か	外貨払込金額 (がいかはらいこみきんがく)	「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。	
	解約返還金 (かいやくへんかんきん)	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことで、	
	基本保険金額 (きほんほけんきんがく)	保障抑制期間経過後に保険金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料、保険契約の型、保障抑制期間および契約日における積立利率などに基づき当社で定める方法により計算される金額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。 また、積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社で定める方法により計算（増額）します。なお、積立利率保証期間更新日における被保険者の性別・年齢によっては、基本保険金額が増額されないことがあります。	
	契約応当日 (けいやくおうとうび)	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。	
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の年齢のことで、この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。	
	契約日 (けいやくび)	契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことで、この保険では当社の責任が開始される日となります。	
	告知義務 (こくちぎむ)	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に健康状態などについて告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。）で当社がおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお知らせいただく義務のことをいいます。	
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。）でおたずねした内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。	
	さ	市場価格調整 (しじょうかかくちょうせい)	解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことで、ただし、最終の積立利率保証期間更新日以後は、市場価格調整を行いません。（この手法により、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。）
		指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	被保険者が認知症介護保険金を請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人として、その請求を行うことができる人のことをいいます。指定代理請求人は、被保険者の同意および当社の承諾を得て保険契約者があらかじめ指定した人となります。

	指定通貨 (していつうか)	ご契約のお申込みの際に1つご指定いただく通貨のことで、米ドル、豪ドル、円からご指定いただきます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、指定通貨が外貨の場合、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。
	死亡保険金 (しぼうほけんきん)	被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
	死亡保険金受取人 (しぼうほけんきんうけとりんにん)	死亡保険金を受け取る人のことです。
	主契約 (しゅけいやく)	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	責任開始期 (せきにんかいしき)	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金を支払うために積み立てたお金(準備金)のことです。
た	対顧客電信売相場 (TTS) (たいこきやくでんしんうりそうば)	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場 (TTB) (たいこきやくでんしんかいそうば)	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信売買相場仲値 (TTM) (たいこきやくでんしんばいまいそうばなかね)	対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。
	積立金 (つみたてきん)	将来の保険金を支払うために積み立てたお金のことで、積立金額は、積立利率を適用し、経過年月数に応じて当社の定める方法により計算します。
	積立利率 (つみたてりりつ)	通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに当社が定めた利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定します。ただし、最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。積立利率は最低保証積立利率(指定通貨が外貨の場合は0.5%、円貨の場合は0.01%)を下回りません。
	積立利率保証期間 (つみたてりりつほしょうきかん)	同一の積立利率を適用する期間のことで、指定通貨、保険契約の型および契約年齢に応じて10年、15年、20年または30年となります。積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢(積立利率保証期間が10年の場合は96歳、15年の場合は91歳、20年の場合は86歳、30年の場合は81歳)以上となる場合は、その更新を最終の更新とし、積立利率保証期間は終身とします。
	定額円貨建移行日 (ていがくえんかだていこうび)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約を定額の円貨建終身保険に移行する日のことで、到達判定日の翌々営業日となります。
	到達判定日 (とうたつはんていび)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。
	特約 (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
	な	認知症介護保険金 (にんちしょうかいごほけんきん)
判定基準為替レート (はんていきじゅんかわせれいと)		「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額を計算するときに用いる為替レートのことで、当社が一時払保険料(充当金)を受け取った日における対顧客電信売相場(TTS)を上限とする当社所定の為替レートとなります。
は	判定基準金額 (はんていきじゅんきんがく)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の一時払保険料(充当金)を判定基準為替レートをを用いて円貨に換算した金額のことで、ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、判定基準金額も減額されます。

	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容の変更の請求権など)および義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 (ほけんけいやくしゃだいにん)	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。保険契約者代理人は、被保険者の同意および当社の承諾を得て保険契約者があらかじめ指定した人となります。
	保険契約の型 (ほけんけいやくのかた)	保険契約の締結の際にご指定いただく型のことです。この保険には死亡保障型と死亡・認知症介護保障型の2つの保険契約の型があります。また、死亡・認知症介護保障型の場合、保険契約の締結の際に「告知あり」「告知なし」のいずれかをご指定いただけます。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
	保障抑制期間 (ほしょうよくせいきかん)	保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とする期間のことです。死亡保障型および死亡・認知症介護保障型(告知あり)の場合は契約日から10か月、死亡・認知症介護保障型(告知なし)の場合は契約日から3年となります。
ま	免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由に該当しても、保険金をお支払いできない場合のことです。
	目標値判定為替レート (もくひょうちはんていかわせれーと)	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の解約返還金額を円貨に換算するときに用いる為替レートのことで、円貨に換算する日における対顧客電信買相場(TTB)を下限とする当社所定の為替レートとなります。
や	約款 (やっかん)	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずぎのとおりです。

1 お申込み・告知

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。
- 告知は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお知らせ（告知）ください。

2 保険料などのお払込み

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

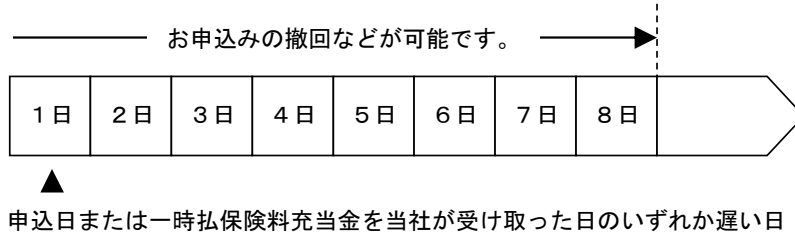
3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への書面または電磁的記録によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



1 お申出方法

(1) 書面

郵便（はがき、封書（※））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

- ① お申込みの撤回などをする旨
- ② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
- ③ お申込者などの住所・電話番号
- ④ お払い込みいただいた金額・通貨
- ⑤ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）

（記入例）米ドルでお払い込みいただいた場合

- ① 私は契約の申込みの撤回を行います。
- ② 第一 太郎
- ③ 〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3
TEL ○○-××××-○○○○
- ④ 〇,〇〇〇,〇〇〇米ドル
- ⑤ ○○銀行 ○○支店
普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

(2) 電磁的記録

当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご案内しています。

2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、当社へお払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

* 外貨でお受取りになる際には、返金口座として外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。



- ・指定通貨が外貨の場合で、お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいたときは、指定通貨でお返しいたします。
- ・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

3 その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの時点において保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - 指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- * 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP16、46、18をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

商品の特徴

この保険は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直し、最低保証積立利率を上回る場合には基本保険金額の見直しを行うしくみの保険料一時払方式の終身保険です。保障内容が異なる死亡保障型と死亡・認知症介護保障型の2つの保険契約の型を有します。

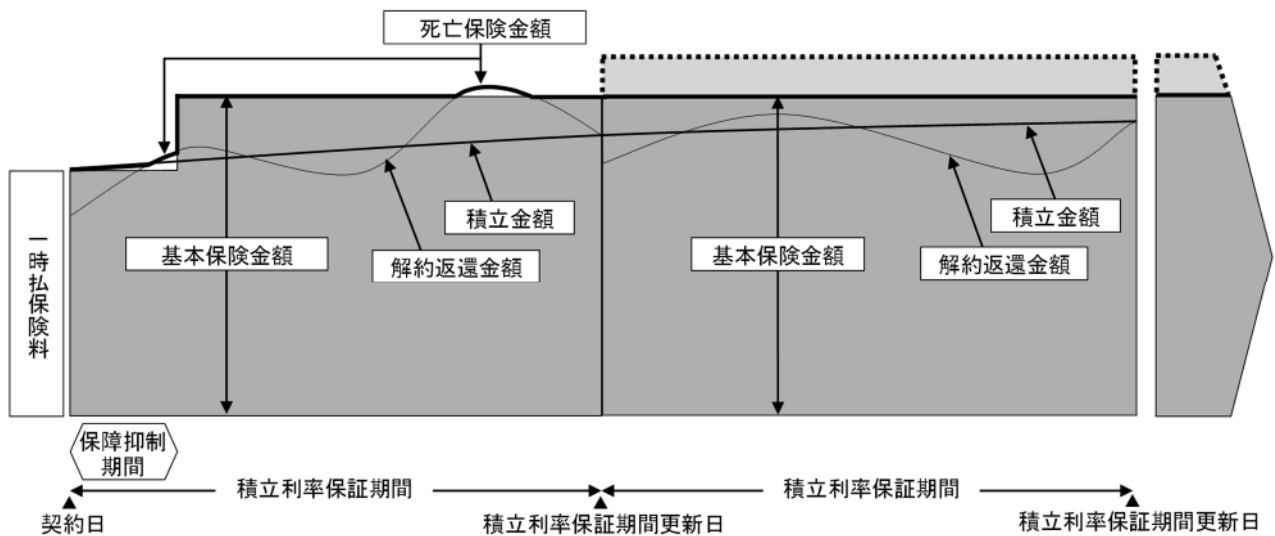


・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

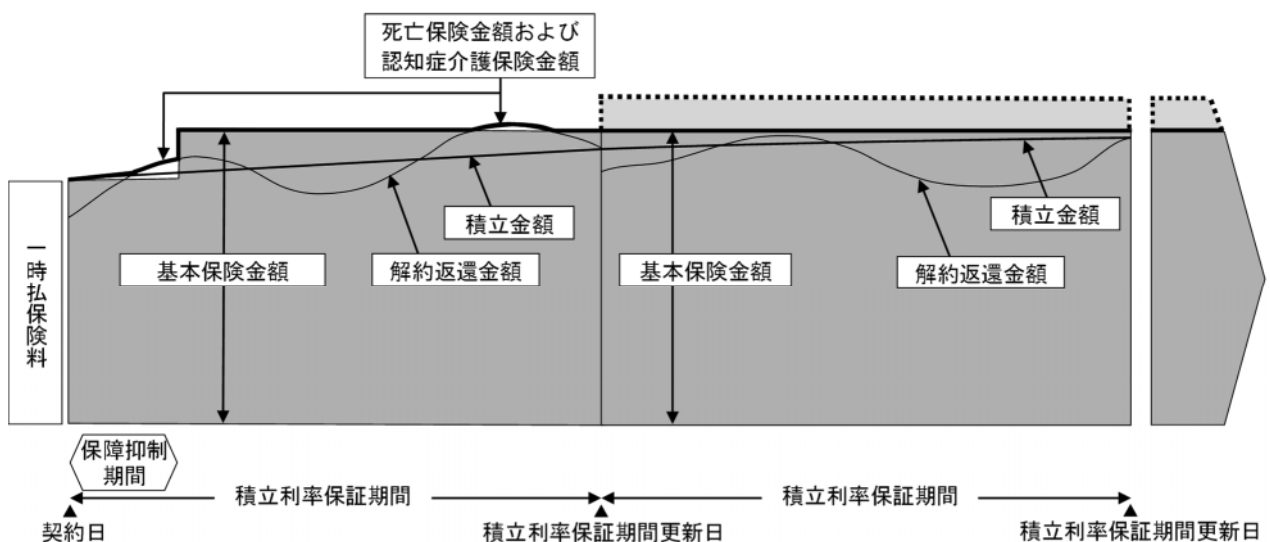
■商品のイメージ図（積立利率保証期間更新日の積立利率が最低保証積立利率の場合）

* 点線(……)は、積立利率保証期間更新日の積立利率が最低保証積立利率を上回った場合の基本保険金額のイメージ

【死亡保障型】



【死亡・認知症介護保障型】



●基本保険金額とは、保障抑制期間経過後に保険金を支払う場合に基準となる金額をいい、一時払保険料、保険契約の型、保障抑制期間および契約日における積立利率などに基づき当社の定める方法により計算される金額となります。積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算します。

【詳細はP15をご参照ください】

●保障抑制期間とは、保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とする期間のことで、保険契約の型などにより異なります。【詳細は①をご参照ください】

1 死亡保障型と死亡・認知症介護保障型を有する終身保険です

- この保険には、死亡保障のみの死亡保障型と、死亡保障に加えて認知症および要介護状態に対する保障も有する死亡・認知症介護保障型の2つの保険契約の型があり、ご契約のお申込みの際にいずれかをご指定いただきます。(※1)
- 死亡・認知症介護保障型の場合、ご契約のお申込みの際に「告知あり」「告知なし」のいずれかをご指定いただきます。(※1)

※1 ご契約後、保険契約の型および告知有無の変更はできません。

- 保障抑制期間は、死亡保障型および死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合は契約日から10か月、死亡・認知症介護保障型（告知なし）の場合は契約日から3年となります。
- 死亡保障型の場合、被保険者が死亡したときに死亡保険金をお支払いします。
- 死亡・認知症介護保障型の場合、被保険者が死亡したときに死亡保険金を、被保険者が認知症と診断確定されたときまたは公的介護保険制度における要介護状態に該当したときに認知症介護保険金をお支払いします。保険金のお支払いは死亡保険金または認知症介護保険金のいずれか一方のみとなります。【詳細はP28をご参照ください】
- 被保険者が保険金の支払事由に該当したときには、つぎの金額をお支払いします。

被保険者が保障抑制期間中に保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額
被保険者が保障抑制期間経過後に保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。
 - この保険の保険料のお払込みや保険金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。(※2)
- ※2 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はP19～P20をご参照ください】
- また、保険金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。



・指定通貨建の保険金額は指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立金と積立利率について

- 積立金とは、将来の保険金のお支払いに充てるために積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率を適用し経過年月数に応じて当社の定める方法により計算します。
- 積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに、毎月2回（1日と16日）設定します。なお、積立利率は最低保証積立利率（指定通貨が外貨の場合は0.5%、円貨の場合は0.01%）を下回りません。【詳細はP14をご参照ください】
- 契約日における積立利率はご契約時の積立利率保証期間の満了日まで適用されます。また、積立利率保証期間を更新した場合、積立利率保証期間更新日における積立利率がその期間の満了日まで適用されます。



・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

3 積立利率保証期間について

- 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、指定通貨、保険契約の型および契約年齢に応じて10年、15年、20年または30年となります。なお、積立利率保証期間の変更はできません。
- 積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。



- ・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が10年の場合は96歳、15年の場合は91歳、20年の場合は86歳、30年の場合は81歳）以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。
- ・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。
- ・契約年齢によっては、積立利率保証期間の更新が1回となる場合があります。

4 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - ・指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- * 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP16、46、18をご参照ください。

5 保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約について

- 指定通貨が外貨の場合、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加することにより、保障抑制期間中の保険金について、支払額を円貨で最低保証することができます。【詳細はP21をご参照ください】

6 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約について

- 指定通貨が外貨の場合で保険契約の型が死亡保障型の時、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加することにより、当社所定の期間において、一時払保険料の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。【詳細はP22をご参照ください】

7 死亡給付金等の年金払特約について

- 「死亡給付金等の年金払特約」を付加することにより、保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。【詳細はP25をご参照ください】

8 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立利率

- 積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに設定するものとし、当社が積立利率を設定する日の3営業日前の日（＝積立利率計算日）において定めたつぎの率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

米ドル	積立利率計算日の前日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※）を加えた率を上限とし、最大1.5%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
豪ドル	積立利率計算日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
円	積立利率計算日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※）を増減させた範囲内で定めた率

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

- 指標金利は、つぎの利回りとします。

通貨の種類	保険契約の型	積立利率保証期間	利回り
米ドル	死亡保障型	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）と加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
		30年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）と加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
	死亡・認知症介護保障型	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）
		30年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）と加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
豪ドル	死亡保障型	10年	豪ドル10年金利スワップレート
		20年	豪ドル10年金利スワップレートおよび豪ドル20年金利スワップレートを単純平均したもの
	死亡・認知症介護保障型	20年	豪ドル10年金利スワップレートおよび豪ドル20年金利スワップレートを単純平均したもの
円	死亡保障型	15年	残存期間10年の日本国債の流通利回り
		30年	残存期間20年の日本国債の流通利回り
	死亡・認知症介護保障型	15年	残存期間5年の日本国債の流通利回り
		30年	残存期間10年の日本国債の流通利回りおよび残存期間20年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの

* 加重平均インデックス利回りについては、普通保険約款の備考（別表3）「加重平均インデックス利回り」（P70）をご参照ください。

* 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

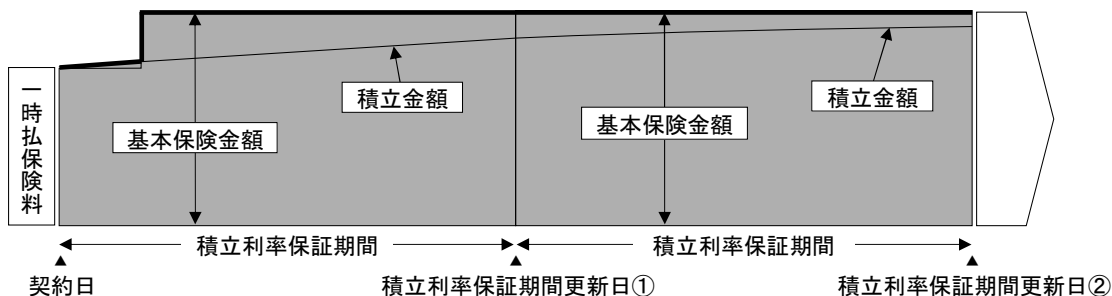
- 積立利率は、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- 当社は、上表の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上表の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。
- 最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。
- 積立利率は最低保証積立利率（指定通貨が外貨の場合は0.5%、円貨の場合は0.01%）を下回りません。

積立利率保証期間の更新

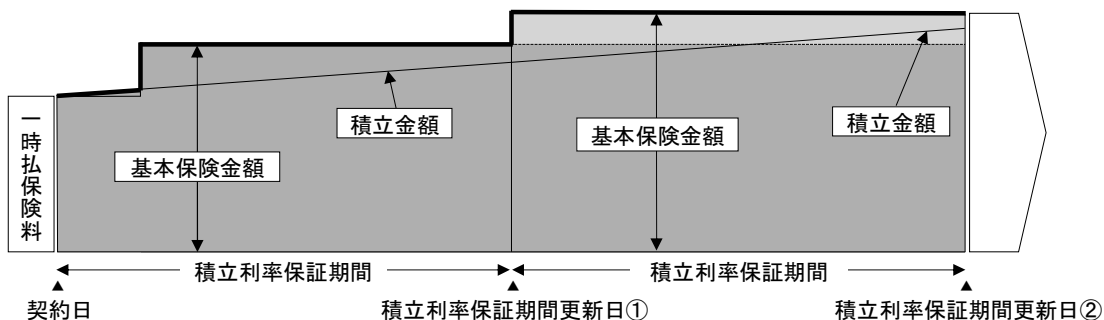
- 積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。
- 積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
- 積立利率保証期間更新日における積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算（増額）します。
* 積立利率保証期間更新日における被保険者の性別・年齢によっては、基本保険金額が増額されないことがあります。

■ 積立利率保証期間の更新のイメージ図（積立利率保証期間の更新回数が2回の場合）

- 積立利率保証期間更新日①における積立利率が最低保証積立利率の場合



- 積立利率保証期間更新日①における積立利率が最低保証積立利率を上回り、基本保険金額が増額される場合



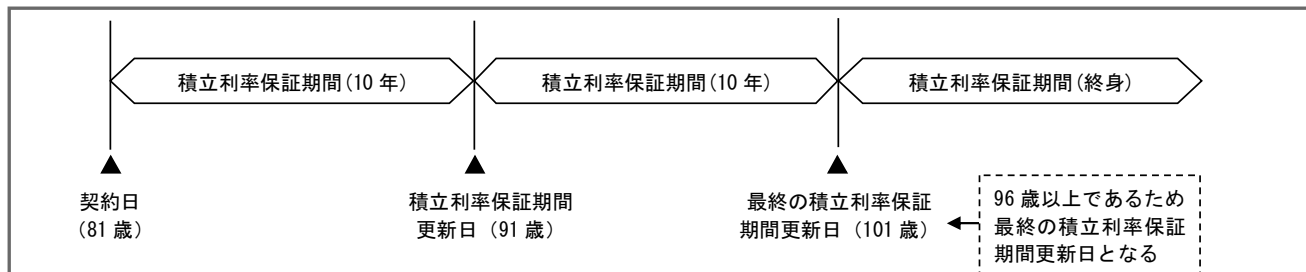
【最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱い】



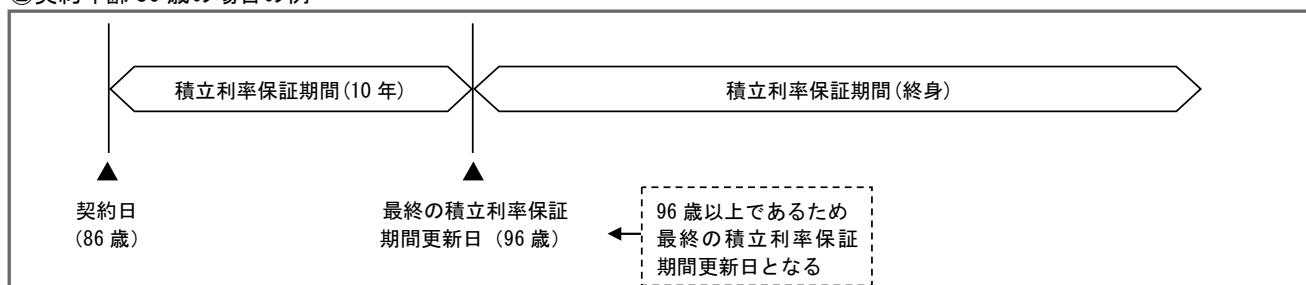
- ・ 積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が10年の場合は96歳、15年の場合は91歳、20年の場合は86歳、30年の場合は81歳）以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。
- ・ この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。また、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

■ 最終の更新のイメージ図（積立利率保証期間10年の場合の例）

① 契約年齢81歳の場合の例



② 契約年齢86歳の場合の例



市場価格調整

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して定額の円貨建終身保険に移行する場合、「年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合などに、市場価格調整を行います。

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、適用されている積立利率に基づき計算された積立金額との乖離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させます。
- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率} (\ast 1)}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} (\ast 2) + \text{当社の定める率} (\ast 3)} \times \text{月数} (\ast 4) / 12$$

※1 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※2 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険と同一の通貨の種類および保険契約の型でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※3 当社の定める率は、0.10%とします。

※4 月数とは、保険契約の型および積立利率保証期間ごとに、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。

保険契約の型	残存月数		月数
死亡保障型	60 か月以下		残存月数 × 0.60
	61 か月以上		残存月数 × 0.56 + 2.4 か月
死亡・認知症介護保障型	積立利率保証期間が 10年または15年	60 か月以下	残存月数 × 0.50
		61 か月以上	残存月数 × 0.25 + 15.0 か月
	積立利率保証期間が 20年または30年	60 か月以下	残存月数 × 0.60
		61 か月以上	残存月数 × 0.36 + 14.4 か月

* 市場価格調整用利率は、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

* 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■積立金額に対して控除される率の例（契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が1.00%の場合）

【死亡保障型の場合】

残存年数（※5）	30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
積立利率 保証期間 10年、15年、 20年、30年	1.67%	1.61%	1.56%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.29%	1.23%	1.18%
残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
積立利率 保証期間 10年、15年、 20年、30年	1.12%	1.07%	1.01%	0.96%	0.90%	0.85%	0.79%	0.74%	0.68%	0.63%
残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
積立利率 保証期間 10年、15年、 20年、30年	0.57%	0.52%	0.46%	0.41%	0.35%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

【死亡・認知症介護保障型の場合】

残存年数（※5）		30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
積立利率 保証期間	10年、15年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20年、30年	1.18%	1.15%	1.11%	1.08%	1.04%	1.01%	0.97%	0.94%	0.90%	0.87%

残存年数		20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
積立利率 保証期間	10年、15年	—	—	—	—	—	0.50%	0.47%	0.45%	0.42%	0.40%
	20年、30年	0.83%	0.79%	0.76%	0.72%	0.69%	0.65%	0.62%	0.58%	0.55%	0.51%

残存年数		10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
積立利率 保証期間	10年、15年	0.37%	0.35%	0.32%	0.30%	0.27%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%
	20年、30年	0.48%	0.44%	0.40%	0.37%	0.33%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

※5 積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。



- ・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。
- ・積立利率保証期間更新日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額などが直前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額などを下回る傾向にあります。

●この保険の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。【解約返還金額の計算方法の詳細はP34をご参照ください】

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{解約控除の額} (\text{※6})$$

※6 契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

* 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

為替リスク

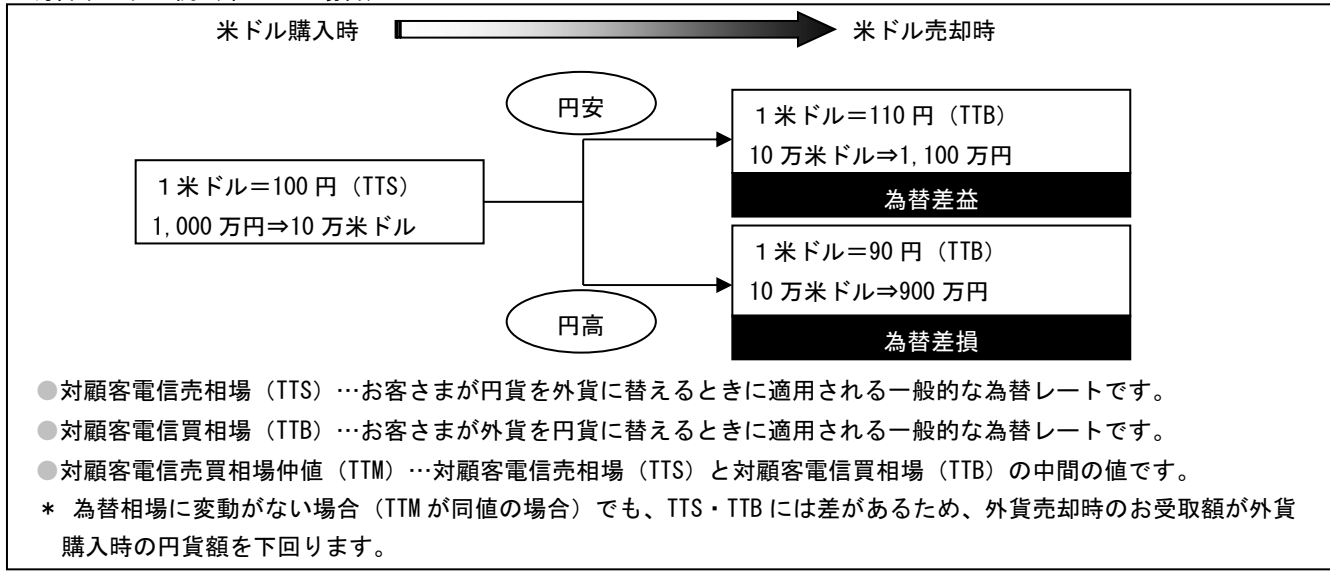
- ◆ 指定通貨が外貨の場合に生じるリスクです。
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響を受けます。



・ 為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者または保険金の受取人に帰属します。

■ 為替リスクの例（米ドルの場合）



保険料円貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※1）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※2）を上限とする当社所定の為替レート（※3）となります。

※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※2 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※3 「TTM+50 銭」とします。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

保険料外貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。

●指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※1）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※2）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※2）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※3）となります。

※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※2 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※3 「(払込通貨の TTM-25 銭) ÷ (指定通貨の TTM+25 銭)」とします。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の保険金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、保険金などのご請求の際に、保険金の受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の保険金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※1）を下限とする当社所定の為替レート（※2）となります。

※1 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※2 「TTM-50 銭」とします。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつきのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡保険金	死亡保険金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※3）
②認知症介護保険金	被保険者（※4）	
③解約返還金	保険契約者	
④「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金（※5）（※6）	特約年金受取人	特約年金支払開始日（※3）
⑤「年金支払移行特約」による特約年金（※5）（※6）（※7）	特約年金受取人	
⑥その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※4 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者とします。

※5 「円貨支払特約」の付加は第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、外貨で受け取ることはできません。

※6 「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで、年金に移行する部分の保険金額（④の場合）または特約年金原資額（⑤の場合）を円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。

※7 円貨に換算した特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき円貨に換算した特約年金の合計額が円貨に換算した特約年金原資額に満たない場合は、「円貨支払特約」の付加は取り扱いません。

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の保障抑制期間中の保険金について、支払額を円貨で最低保証することができます。

- この特約は、ご契約の締結の際に保険契約者からのお申出により付加できます。
- この特約を付加した場合、主契約の保障抑制期間中の保険金は円貨でお支払いします。
- 主契約の保障抑制期間中に被保険者が保険金の支払事由に該当した場合には、つぎの(1)(2)のいずれか大きい金額を保険金としてお支払いします。

(1) 主契約の指定通貨建の保険金の支払額を、保険金の請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日(※1)における当社所定の為替レート(※2)を用いて円貨に換算した金額

※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※2 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)を下限とする当社所定の為替レート(※3)となります。1日のうちに対顧客電信買相場(TTB)の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※3 「TTM-50 銭」とします。(2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

(2) 円貨最低保証額(※4)

※4 主契約の一時払保険料の払込方法に応じて、つぎの金額とします。基本保険金額を減額した場合には、円貨最低保証額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額と同一割合で減額した金額とします。

払込方法	円貨最低保証額
主契約の一時払保険料を指定通貨で払い込んだ場合	主契約の指定通貨建の一時払保険料を、主契約の一時払保険料(充当金)を当社が受け取った日(※5)における当社所定の為替レート(※6)を用いて円貨に換算した金額
主契約の一時払保険料を「保険料外貨入金特約」を付加して指定通貨と異なる外貨で払い込んだ場合	
主契約の一時払保険料を「保険料円貨入金特約」を付加して円貨で払い込んだ場合	円貨払込金額

※5 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※6 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場(TTS)を上限とする当社所定の為替レート(※7)となります。1日のうちに対顧客電信売相場(TTS)の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※7 「TTM+50 銭」とします。(2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

- この特約のみの解約は取り扱いません。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて主契約が定額の円貨建終身保険に移行した場合、「年金支払移行特約」を付加した場合および保障抑制期間が満了した場合は、この特約は消滅したものとみなします。



- ・この特約を付加した場合の基本保険金額は、積立金から保障抑制期間中の保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除する前提で計算します。そのため、この特約を付加しない場合の基本保険金額と比して小さい金額となります。
- ・保障抑制期間の経過後は、保険金の支払額について円貨での最低保証はありません。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

◆指定通貨が外貨の場合で保険契約の型が死亡保障型のときに付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、判定期間において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。

- この特約は、主契約の契約日以後、保険契約者からのお申出により付加できます。ただし、主契約に「年金支払移行特約」が付加されている場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- この特約の付加日は、ご契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、ご契約の締結後に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。
- 目標値は、この特約の締結の際に、当社の定める範囲で、105%、110%から200%（10%きざみ）の中から保険契約者にご指定いただきます。また、到達判定日（※1）までに限り目標値の変更を取り扱います。なお、変更の場合は、250%および300%についてもご指定いただけます。
 ※1 「到達判定日」とは、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。
- 判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日（この日より後に付加したときは、この特約の付加日）から終身の期間とします。
- 判定期間の各日（※2）において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額（※3）の円換算額の割合が目標値に到達した場合、その到達した日の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に主契約を定額の円貨建終身保険に移行します。
 ※2 当社の営業日で当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示する日に限ります。
 ※3 解約返還金額の詳細はP34をご参照ください。

判定基準金額	<ul style="list-style-type: none"> ●主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。（ただし、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額とし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。）（※4） ●判定基準為替レートは、当社が主契約の一時払保険料（充当金）（ただし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額とします。）を受け取った日（※5）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※6）を上限とする当社所定の為替レート（※7）とします。
解約返還金額の円換算額	<ul style="list-style-type: none"> ●主契約の解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。 ●目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※6）を下限とする当社所定の為替レート（※8）とします。

- ※4 この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。
- ※5 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- ※6 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- ※7 「TTM+50 銭」とします。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）
- ※8 「TTM-50 銭」とします。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約の解約は、到達判定日までに限り取り扱います。
- 定額円貨建移行日前に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。



- ・為替相場や市場金利の変動など、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- ・到達判定日から定額の円貨建終身保険に移行するまでの間の解約返還金額は変動（増減）します。

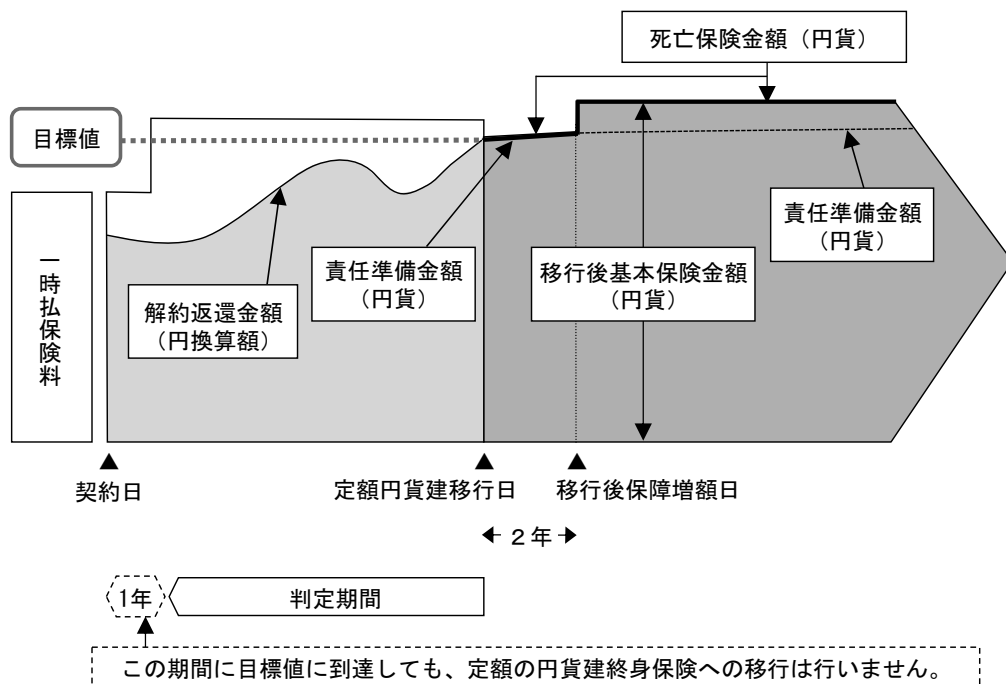
【定額円貨建移行日以後の取扱い】

- ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。
- 被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡保険金としてお支払いします。
 - (1) 被保険者が定額円貨建移行日から定額円貨建移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額
 - (2) 被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

- ・ 移行後基本保険金額は、定額円貨建移行日に、到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、定額円貨建移行日における被保険者の満年齢をもとに計算します。
- ・ 定額円貨建移行日以後の死亡保険金額は、定額円貨建移行日前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

- 移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。
- 解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過年月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）
- 移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

■イメージ図（ご契約の締結の際に付加し、目標値に到達した場合）



年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の保険金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

- この特約は、主契約の契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

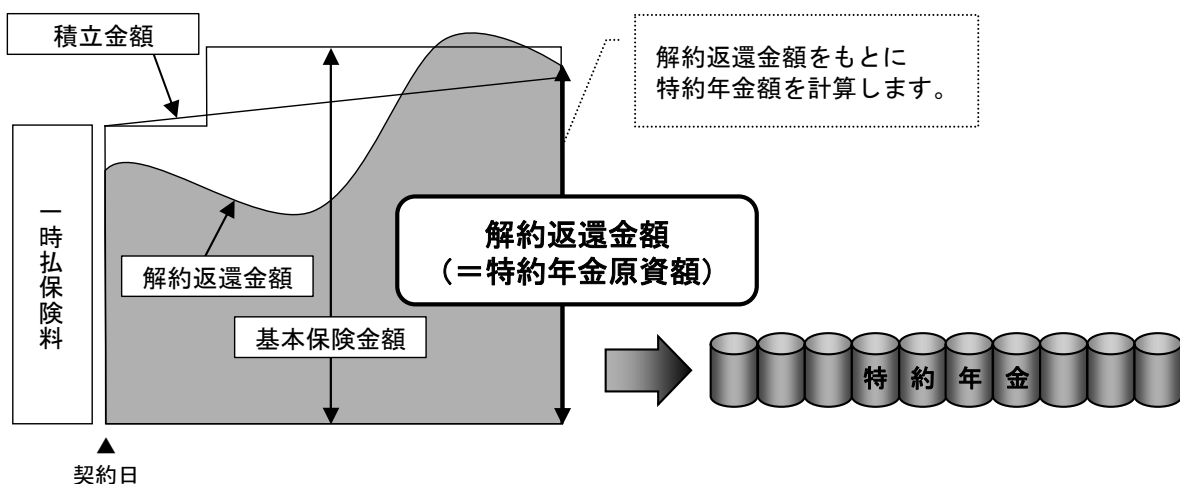
- 特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- 特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。この場合のお支払額は残余年金支払期間の未払特約年金の現価となります。
- この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人

※ 3年、5年および10年の中から年金支払期間を選択いただけます。

■イメージ図



死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、保険金の全部または一部を年金で受け取ることができます。

* 死亡保険金は全部を、認知症介護保険金は全部または一部を年金で受け取ることができます。

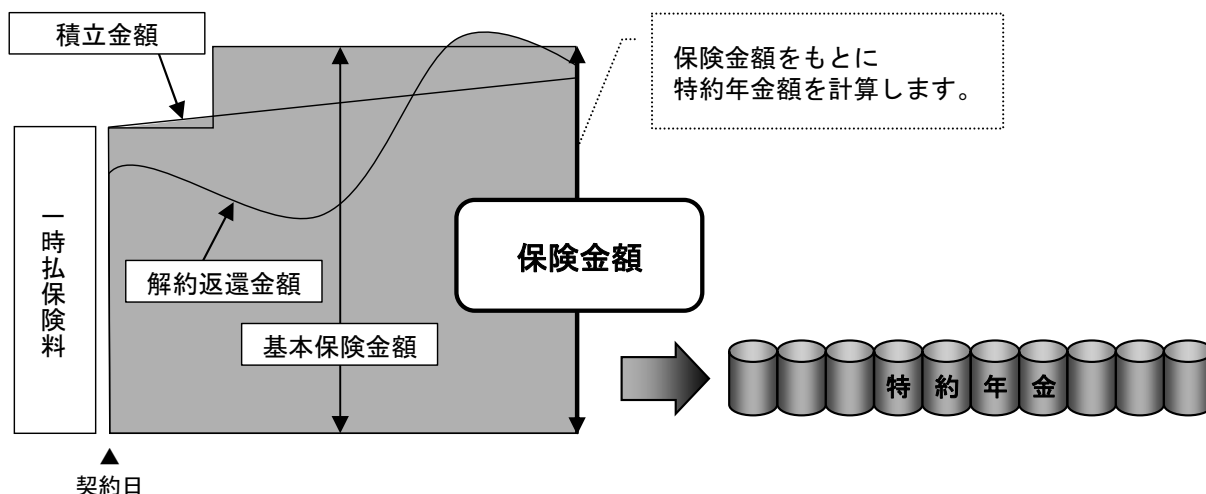
- この特約は、保険金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただけます。また、保険金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※）
- ※ 保険金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額以上となる場合は、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。
- 認知症介護保険金の一部を年金で受け取る場合は、認知症介護保険金のうち一時金で受け取る割合を指定してください。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は保険金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、保険金額（一部を年金で受け取る場合は保険金額から一時金で受け取る金額を差し引いた額）を年金原資額として、保険金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

- 特約年金額が当社所定の金額に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、保険金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額とします。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）
- この特約の解約は、保険金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

■イメージ図



「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2023年4月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（特約の年金支払に移行後は、特約年金受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者のご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

1 代理手続きができる場合

- 保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

- (1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

2 代理手続きの対象となる手続き

- 保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※)ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

- ・ 保険契約者の変更
- ・ 保険金等の受取人の変更
- ・ 保険契約者代理人および指定代理請求人の変更
- ・ 認知症介護保険金の請求

※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。



・ 保険契約者代理人は認知症介護保険金の請求を代理することはできません。(指定代理請求人による代理請求が可能です。)

* 認知症介護保険金の代理請求についてはP41をご参照ください。

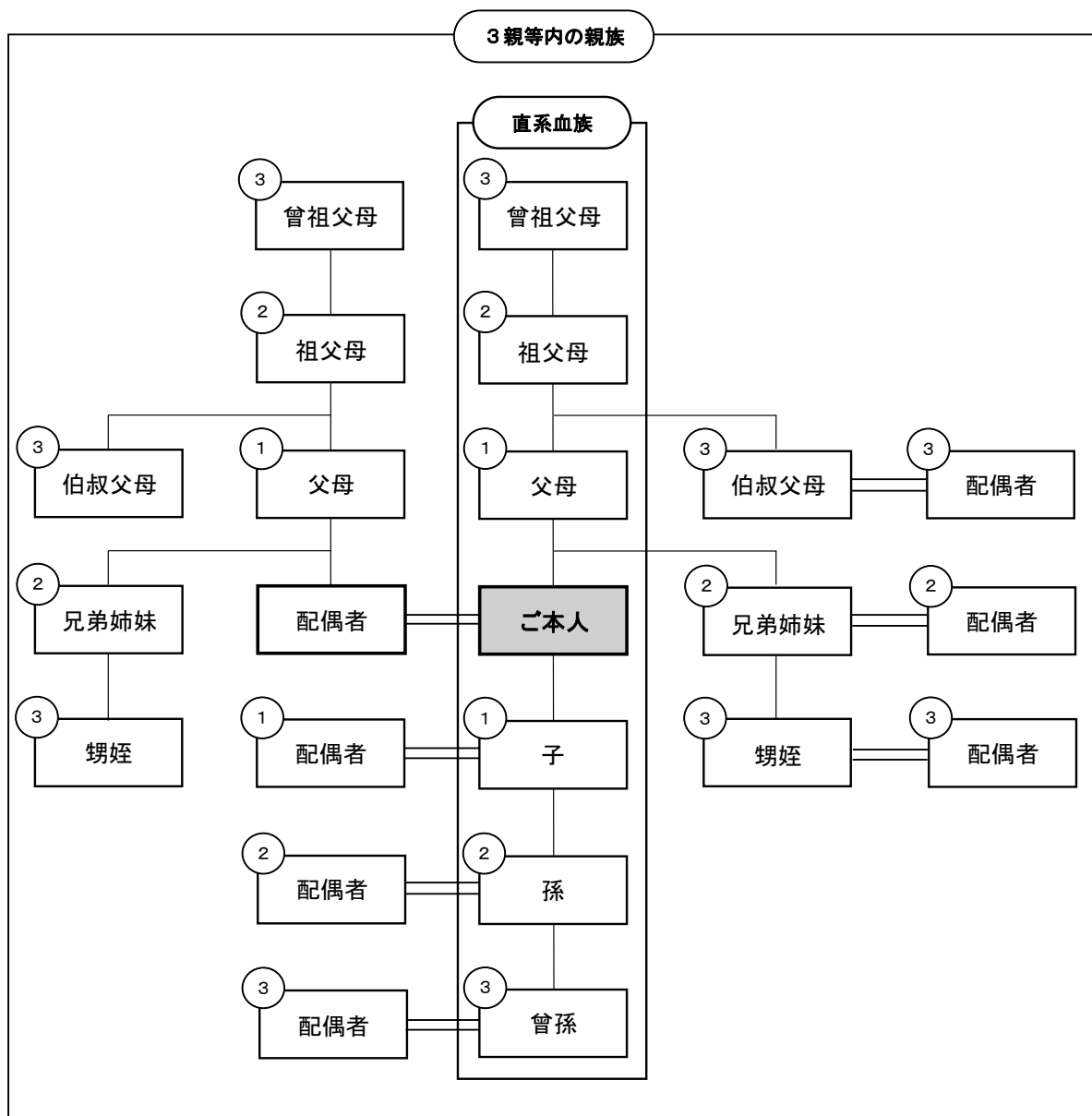
3 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 保険契約者の直系血族
 - (3) 保険契約者の3親等内の親族
 - (4) 保険契約者と同居または生計を一にしている方
 - (5) 保険契約者の財産管理を行っている方
 - (6) 被保険者
 - (7) 保険金等の受取人
 - (8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
- * (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。



- ・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- ・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

保険金のお支払い

保険金のお支払い

① 保険金のお支払い

【死亡保障型】

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※1） ②積立金額 ③解約返還金額	死亡保険金受取人
	被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	

【死亡・認知症介護保障型】

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金（※2）	被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※1） ②積立金額 ③解約返還金額	死亡保険金受取人
	被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	
認知症介護保険金（※2）	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間中につぎのいずれかに該当したとき ①認知症（※3）と診断確定されたとき ②要介護状態（※4）に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※1） ②積立金額 ③解約返還金額	被保険者（※5）
	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間経過後につぎのいずれかに該当したとき ①認知症（※3）と診断確定されたとき ②要介護状態（※4）に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	

※1 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※2 認知症介護保険金または死亡保険金のいずれかが支払われたときは、その支払後に他の保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

※3 つぎの要件をすべて満たす認知症が対象となります。詳細は普通保険約款の別表4「対象となる認知症」（P70）をご参照ください。

- ・認知機能検査および画像検査によって医師により器質性認知症と診断されていること
- ・器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

※4 公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、要介護認定において要介護1以上との認定を受けた状態をいいます。詳細は普通保険約款の別表6「要介護1以上の状態」および別表7「要介護認定」（P72）をご参照ください。

※5 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者とします。

* 責任開始期前にすでに発病していた疾病または発生していた傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断確定されたとき、または要介護状態に該当したときでも、その疾病または傷害に関して告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなします。



・法令等の改正が、認知症介護保険金のお支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、認知症介護保険金のお支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨をお知らせします。

2 死亡給付金等の年金払特約について

● 「死亡給付金等の年金払特約」【詳細はP25をご参照ください】を付加することにより、保険金の全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。

保険金をお支払いできない場合



・つぎの①～⑭のいずれかに該当する場合、保険金をお支払いできません。また、保険金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
死亡保険金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
	②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
	③死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※2）	保険契約者
	④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※3）	保険契約者
免責となる場合 認知症介護保険金	⑤保険契約者の故意または重大な過失により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑥被保険者の故意または重大な過失により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑦被保険者の犯罪行為により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑧被保険者の精神障害を原因とする事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑨被保険者の泥酔の状態を原因とする事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑩被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑪被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑫被保険者の薬物依存（※4）により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
	⑬地震、噴火または津波により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）（※3）	なし
	⑭戦争その他の変乱により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）（※3）	なし

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
ご契約が消滅する場合	⑮ 重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の解約返還金と同額。	保険契約者
	⑯ ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑰ 保険金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※ 1 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いすることがあります。

※ 2 死亡保険金の一部の受取人の故意による場合は、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※ 3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が保険金の支払事由に該当した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。）

※ 4 対象となる薬物依存については、普通保険約款の備考（P72）をご参照ください。

■ 重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑮の内容）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がご契約の保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) このご契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が反社会的勢力（※5）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※6）を有していると認められるとき

※ 5 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※ 6 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、保険金のお支払事由が生じていたときは、当社は保険金をお支払いしません。（(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、保険金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。）また、すでに保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知義務

- 死亡保障型および死亡・認知症介護保障型（告知なし）のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 死亡・認知症介護保障型（告知あり）のご契約に際しては、保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務（告知義務）があります。ご契約をお引き受けするかどうかを決めるために当社がおたずねすることについて、事実をありのままにもれなくお知らせください。

1 告知義務について

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
- 死亡・認知症介護保障型（告知あり）のご契約のお申込みにあたっては、健康状態などについて告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。以下同じ。）で当社がおたずねする内容について、事実をありのままにもれなくお知らせ（告知）ください。なお、告知書で当社がおたずねする健康状態などの告知項目について、1つでも該当するときにはご契約をお引き受けできません。



・告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

2 告知義務違反によるご契約の解除

- 告知していただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期の属する日から起算して2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。
- 責任開始期の属する日から起算して2年を経過していても、保険金のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除する場合で、すでに保険金をお支払いしていたときは、当社はその返還を請求します。
- 当社がご契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったときまたは当社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して1か月を経過したときは、当社にご契約を解除することができません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知することを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）のこうした行為がなかったとしても、被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。
- ご請求原因と告知義務違反によるご契約の解除の原因となった事実との間に、まったく因果関係が認められない場合には、保険金をお支払いします。

告知義務違反による解除により認知症介護保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

お支払いできない場合

ご契約加入前の「脳梗塞」の治療について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入1年後に「脳梗塞」を原因として公的介護保険制度における要介護状態に該当した場合。

お支払いする場合

ご契約加入前の「脳梗塞」の治療について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入1年後に「脳梗塞」とはまったく因果関係のない「交通事故」を原因として公的介護保険制度における要介護状態に該当した場合。

解説

ご契約の際に、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、ご契約は告知義務違反のため解除となります。ただし、ご請求原因（「交通事故」）とご契約の解除の原因となった事実（「脳梗塞」）との間にまったく因果関係が認められない場合、認知症介護保険金をお支払いします。

- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、
 - ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

《告知に関する照会》

①告知に関してご不明点がある場合 ②お身体の状態について告知すべきか判断に迷われる場合 ③告知書提出後に告知内容にもれや間違いが判明した場合などには、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

(※ ご病気に関してお引き受けできるかどうかといった、お申込みのお引き受けに関するご質問にはお答えできません。)

フリーダイヤル：0120-876-126（お客さまサービスセンター）

営業時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末・年始などの休日を除く）

ご契約内容などの確認

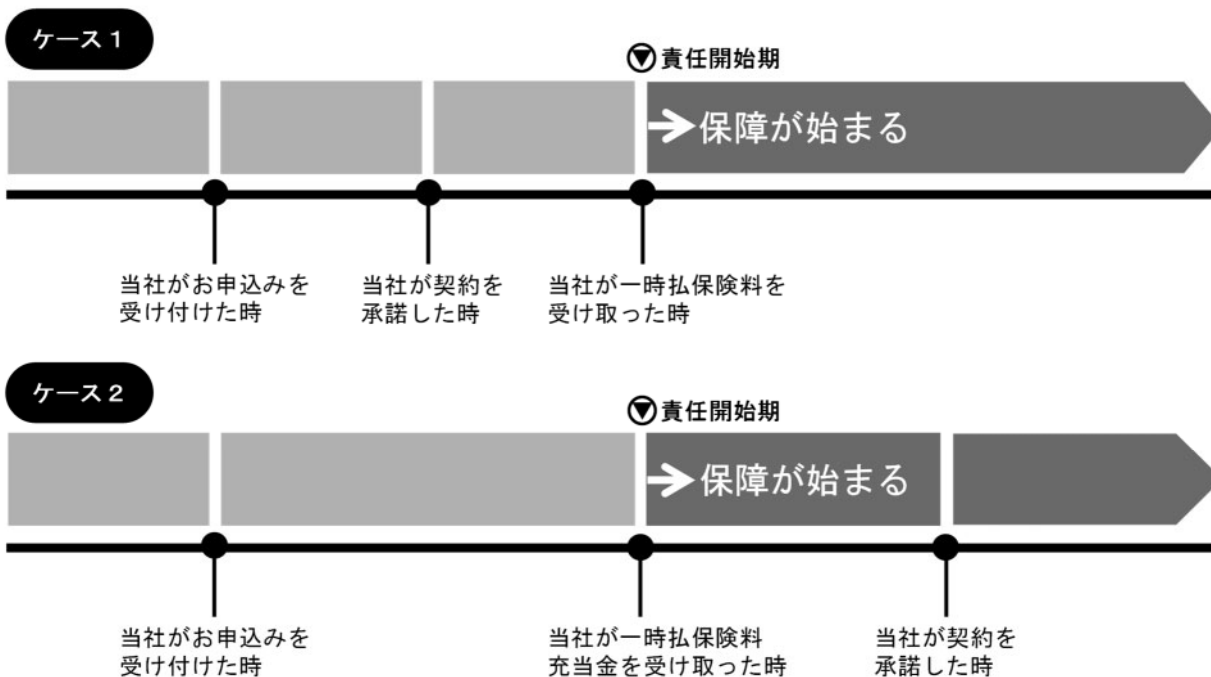
ご契約のお申込み後または保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

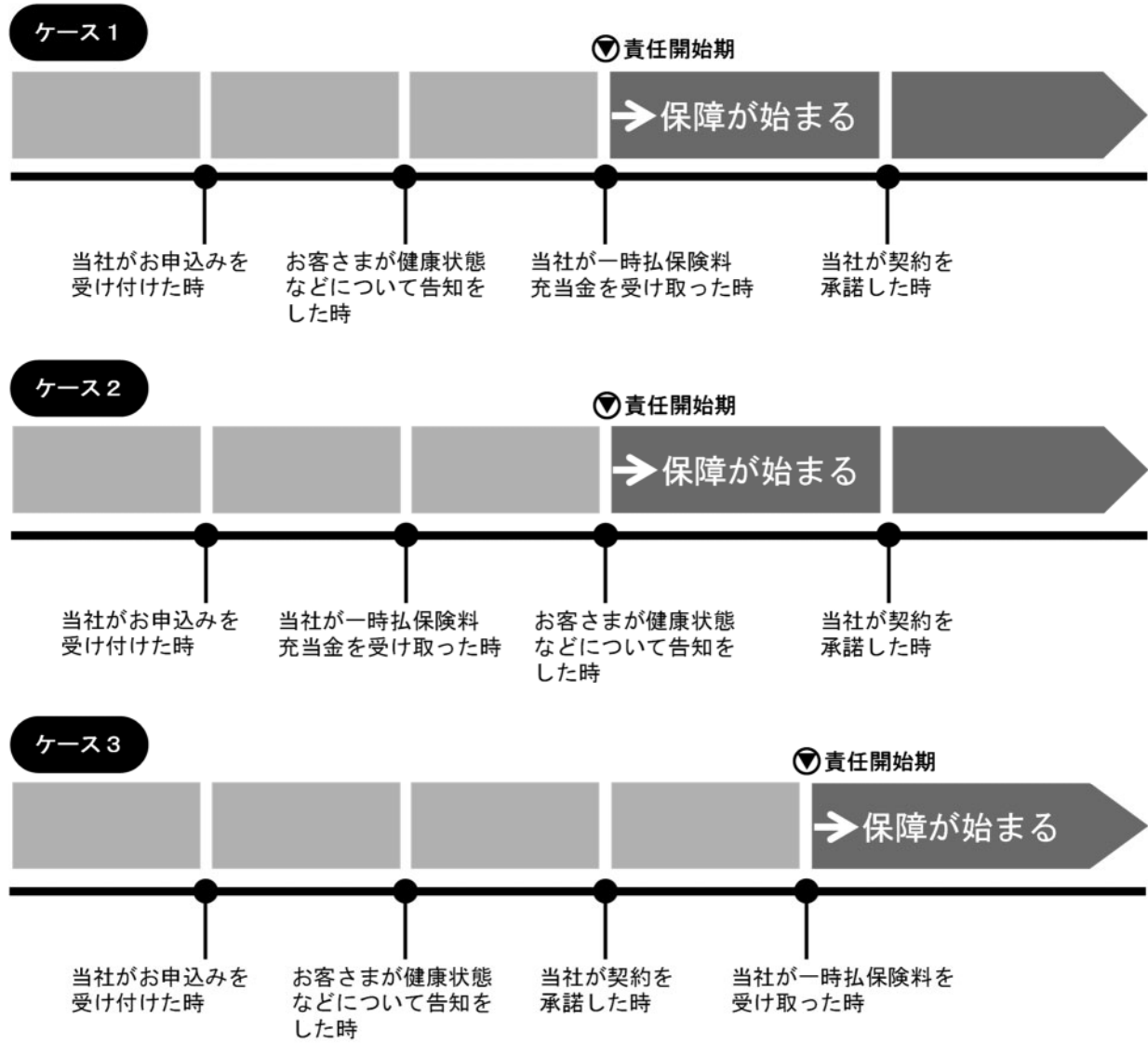
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時（死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合で、告知の前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

【死亡保障型および死亡・認知症介護保障型（告知なし）】



【死亡・認知症介護保障型（告知あり）】



■ 契約日について

- この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- いつでも将来に向けて、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。（※1）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

※1 インターネットによる解約手続きを行うこともできます。この場合、インターネットによる請求を当社が受け付けた日を「請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日」とみなします。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、つぎの（1）の額から、（2）の額を差し引いて計算されます。

（1） 解約返還金計算日の積立金額 × （1 - 市場価格調整率）

（2） 解約控除の額（この保険の一時払保険料（※2）に解約控除率（※3）を乗じた額）

※2 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※3 解約控除率は経過年数に応じた率となります。なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はP46をご参照ください】

* 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

- （1）の額の計算例（指定通貨が米ドル、保険契約の型が死亡保障型、積立利率保証期間が30年で、契約日から5年（60か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

<p>● 例 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル ・ 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率 (②) 2.0% ・ 解約返還金計算日の市場価格調整用利率 (③) 2.5% ・ 月数 (※4) (④) 170.4 か月 $\begin{aligned} \text{市場価格調整率 (⑤)} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.10\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.025 + 0.001} \right)^{170.4 / 12} \\ &= 0.0799 \\ \text{(1) の額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - 0.0799) \\ &= 92,010 \text{ 米ドル} \end{aligned}$	<p>● 例 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル ・ 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率 (②) 2.0% ・ 解約返還金計算日の市場価格調整用利率 (③) 1.5% ・ 月数 (※4) (④) 170.4 か月 $\begin{aligned} \text{市場価格調整率 (⑤)} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.10\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.015 + 0.001} \right)^{170.4 / 12} \\ &= -0.0574 \\ \text{(1) の額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - (-0.0574)) \\ &= 105,740 \text{ 米ドル} \end{aligned}$
---	--

※4 月数は残存月数に応じて定まります。(1)の額の計算例では残存月数が300か月(360か月-60か月)であり、61か月以上となりますので、月数は170.4か月(300か月×0.56+2.4か月)となります。

* (1)の額の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

* 市場価格調整率および月数の詳細はP16をご参照ください。

■解約返還金額例（指定通貨が米ドルの場合）

つぎの2つの表においては、下記のことにご留意ください。

- * 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- * 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。【詳細はP16をご参照ください】
- * 積立金額および解約返還金額は、経過期間が1日の場合は契約日の金額を、1年から30年の場合は年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の一時払保険料×経過年数に応じた解約控除率）を差し引いて計算しています。なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はP46をご参照ください】
- * 積立金額および解約返還金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。
- * 経過期間が1日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細はP9をご参照ください】

【死亡保障型の場合】（女性70歳、積立利率保証期間が30年、一時払保険料が100,000米ドル、適用されている積立利率が2.0%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が2.0%、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合）

経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額 (米ドル)		
		市場価格調整用利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
<参考> 1日	100,099	—	92,950	—
1年	101,152	79,299	94,036	111,518
2年	102,098	81,108	95,522	112,528
3年	103,091	83,069	97,155	113,683
4年	104,114	84,969	98,720	114,765
5年	105,182	87,022	100,429	115,988
7年	107,447	91,181	103,878	118,453
10年	111,059	97,676	109,225	122,266
15年	118,460	108,021	117,466	127,842
20年	124,811	117,283	124,104	131,394
25年	130,321	126,194	129,938	133,832
30年	137,344	137,344	137,344	137,344

【死亡・認知症介護保障型の場合】（女性 70 歳、保障抑制期間が 10 か月、積立利率保証期間が 30 年、一時払保険料が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 2.0%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 2.0%、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合）

経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額 (米ドル)		
		市場価格調整用利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
<参考> 1日	100,091	—	93,424	—
1年	101,071	83,708	94,425	106,555
2年	101,926	85,310	95,805	107,642
3年	102,774	87,014	97,280	108,818
4年	103,608	88,612	98,641	109,873
5年	104,444	90,319	100,105	111,025
7年	106,119	93,658	102,938	113,220
10年	108,683	98,718	107,192	116,482
15年	112,535	104,843	111,809	119,314
20年	114,966	109,197	114,427	119,963
25年	116,347	112,663	116,006	119,482
30年	119,312	119,312	119,312	119,312



- ・ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

基本保険金額の減額

基本保険金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。(※)

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する基本保険金額をご指定ください。(ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。)請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)に基本保険金額の減額の効力が生じます。

※ 減額部分は解約したもものとして取り扱い、減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、「解約と解約返還金」(P34)をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ② 保険金の受取人がこのご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③ 上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険金の受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など(以下「債権者など」といいます。)によるご契約の解約(基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。)は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす保険金の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

保険契約者および死亡保険金受取人の変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

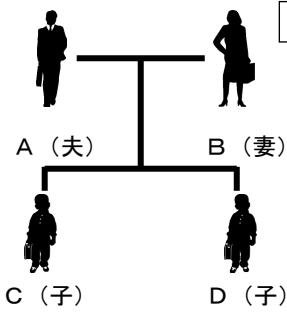
(2) 死亡保険金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の親族である方のうちからご指定願います。

■ 死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

* 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。



(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡保険金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡保険金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

* 死亡保険金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(3) 遺言による死亡保険金受取人の変更

- 死亡保険金受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



・当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受け、当社は死亡保険金をお支払いしません。

◆ 死亡保険金の税法上の取扱い

- 死亡保険金をお受取りの際は、保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または死亡保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、指定代理請求人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券の再発行

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

保険金のご請求方法

保険金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 保険金をご請求される場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険金のお支払期限

保険金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	保険金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> ● お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 免責事由に該当する可能性がある場合 ● 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ● 不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内にお支払いします。
②	<ul style="list-style-type: none"> ①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ● 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ● 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合 	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

- ・ 土曜日、日曜日
- ・ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・ 12月31日から翌年1月3日まで



- ・ 保険金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いしません。

認知症介護保険金の代理請求

保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者が認知症介護保険金を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わって請求を行うことができます。

1 認知症介護保険金の代理請求ができる場合

- 被保険者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者に代わって認知症介護保険金の請求を行うことができます。(※1)(※2)(※3)

- (1) 認知症介護保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2) 認知症であることの告知を受けていない場合
- (3) (1)および(2)に準じる状態であると当社が認めた場合

※1 「死亡給付金等の年金払特約」が付加されている場合は、特約年金の請求となります。

※2 指定通貨が外貨の場合、「円貨支払特約」の付加により、認知症介護保険金および特約年金を円貨により受け取ることができます。

※3 認知症介護保険金の受取人が法人である場合は、代理請求はできません。

2 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。(※4)

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等内の親族
 - (4) 被保険者と同居または生計を一にしている方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方
 - (6) 保険契約者
 - (7) 死亡保険金受取人
 - (8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
- * (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

※4 上記に該当する方がいない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人が代理人として請求することができます。ただし、当社が認めた方に限ります。

* 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の親族については、P27をご参照ください。

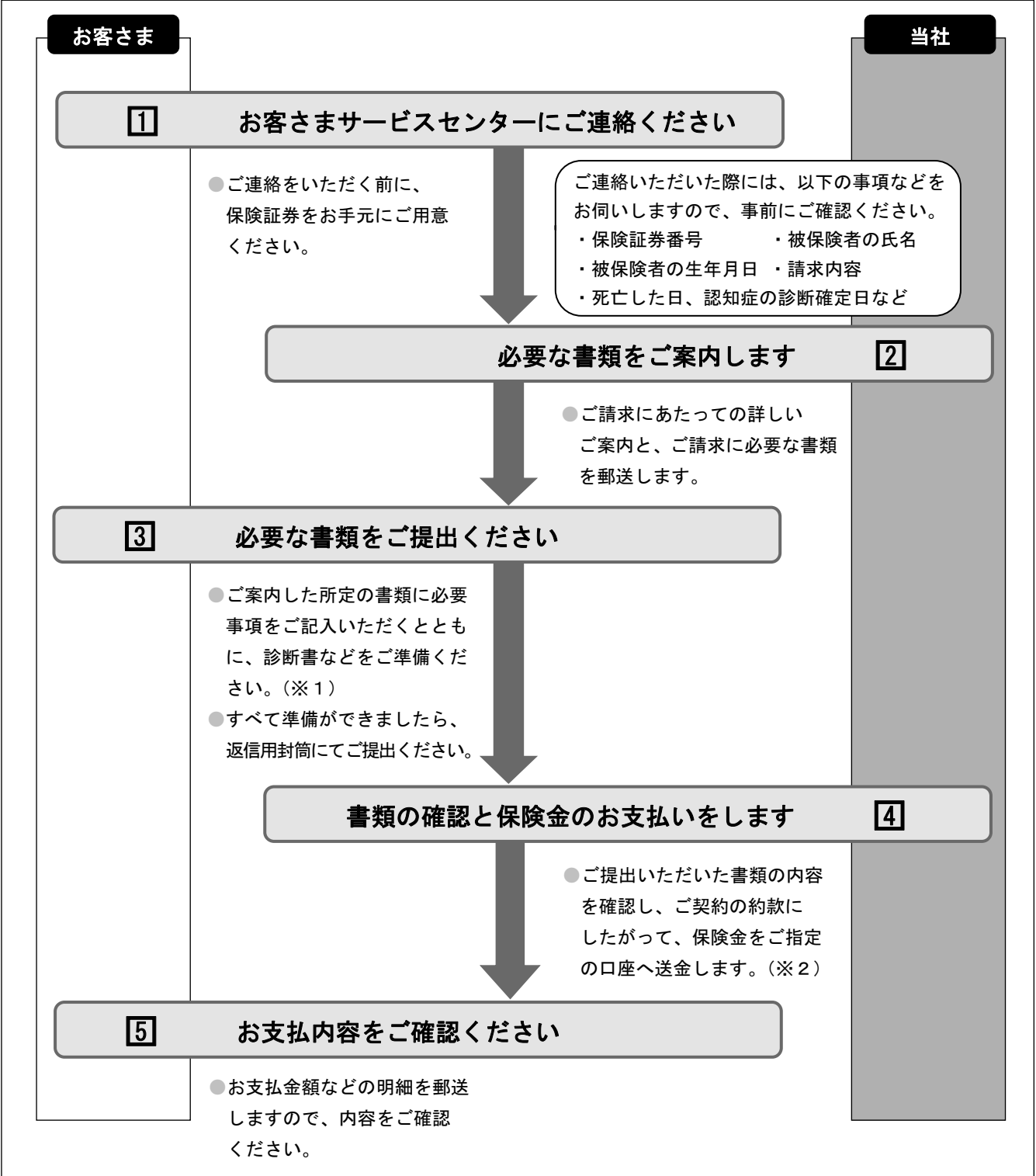
- 認知症介護保険金の支払事由発生前に限り、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合も、請求時において、上記の範囲内に該当することが必要です。
- 故意に認知症介護保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を認知症介護保険金の請求ができない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことはできません。
- 代理請求により認知症介護保険金をお支払いした場合には、その後認知症介護保険金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を指定されるときや変更されるときには、指定代理請求人になれる方へ、事前にご契約内容および指定代理請求制度についてお伝えください。

保険金のご請求手続きの流れ

● 保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、保険金の受取人から行ってください。



※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、保険金をお支払いできない場合【詳細はP29をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認を含みます。)させていただくため、保険金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はP40をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
 フリーダイヤル 0120-876-126
 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

保険金の請求訴訟

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- * 2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。以下の記載内容は、これを加味しています。
- * 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い（指定通貨が外貨の場合の取扱い）

外貨建の保険料、死亡保険金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「2 生命保険料控除」および「3 保険金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡 保険金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約返還金		解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）

- * 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- * 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。
- * 「円貨支払特約」、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」または「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。



・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
- 納税する人が保険料を払い込み、保険金の受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
56,000 円超	一律 28,000 円

3 保険金などの税法上の取扱い

(1) 死亡保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※1）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※1 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(2) 認知症介護保険金の取扱い

傷害や疾病を原因として支払われる認知症介護保険金については、受取人が被保険者の場合には、非課税となります。

* 「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合についても、非課税となります。

(3) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、所得税（一時所得）（※2）＋住民税の対象となります。

※2 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2023 年 2 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①積立利率保証期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、②通貨の換算にかかる費用、③「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用、④特約年金支払開始日以後の費用、⑤定額の円貨建終身保険に移行する場合の定額円貨建移行日以後の費用、⑥ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①のほか、②から⑥までのうち必要な費用を合算した額となります。

① 積立利率保証期間中の費用

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

② 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の特約により、保険料、保険金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約	為替手数料（1通貨単位あたり）
「保険料円貨入金特約」	50 銭
「保険料外貨入金特約」	払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「円貨支払特約」	50 銭
「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」 における保険金の支払額の円貨への換算（※1）	50 銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」 における解約返還金額の円貨への換算	50 銭

※1 円貨最低保証額を支払う場合にはこの為替手数料はかかりません。

③ 「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用

「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合、保障抑制期間中、積立金から保障抑制期間中の保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

④ 特約年金支払開始日以後の費用

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※2)	年金支払管理に必要な費用 です。	支払われる特約年金額に 対して 0.4% (円貨の場合は 最大 0.35%)	特約年金支払開始日以後、 特約年金支払日に控除 します。

※2 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費（年金管理費）は 2023 年 4 月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

5 定額の円貨建終身保険に移行する場合の定額円貨建移行日以後の費用

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して定額の円貨建終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

* 上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示していません。

6 ご契約の解約などの際の費用

ご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して定額の円貨建終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などの際に必要な費用です。	この保険の一時払保険料（※3）に経過年数に応じた解約控除率（※4）を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※3 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※4 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■指定通貨が米ドルの場合

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	
		2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	
積立利率	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
保証期間	30年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%

■指定通貨が豪ドルの場合

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	
		2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	
積立利率	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
保証期間	20年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%

■指定通貨が円の場合

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	
		2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	
積立利率	15年	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%
保証期間	30年	2.5%	2.3%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%



・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、保険金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

* 個人情報保護方針については、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

米国法「FATCA」に関する確認

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

* 「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) をご確認ください。

税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出いただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることとなります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

* 詳細については、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「会員会社一覧」をご参照ください。

* 「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html>) をご参照ください。

保険金額などの削減

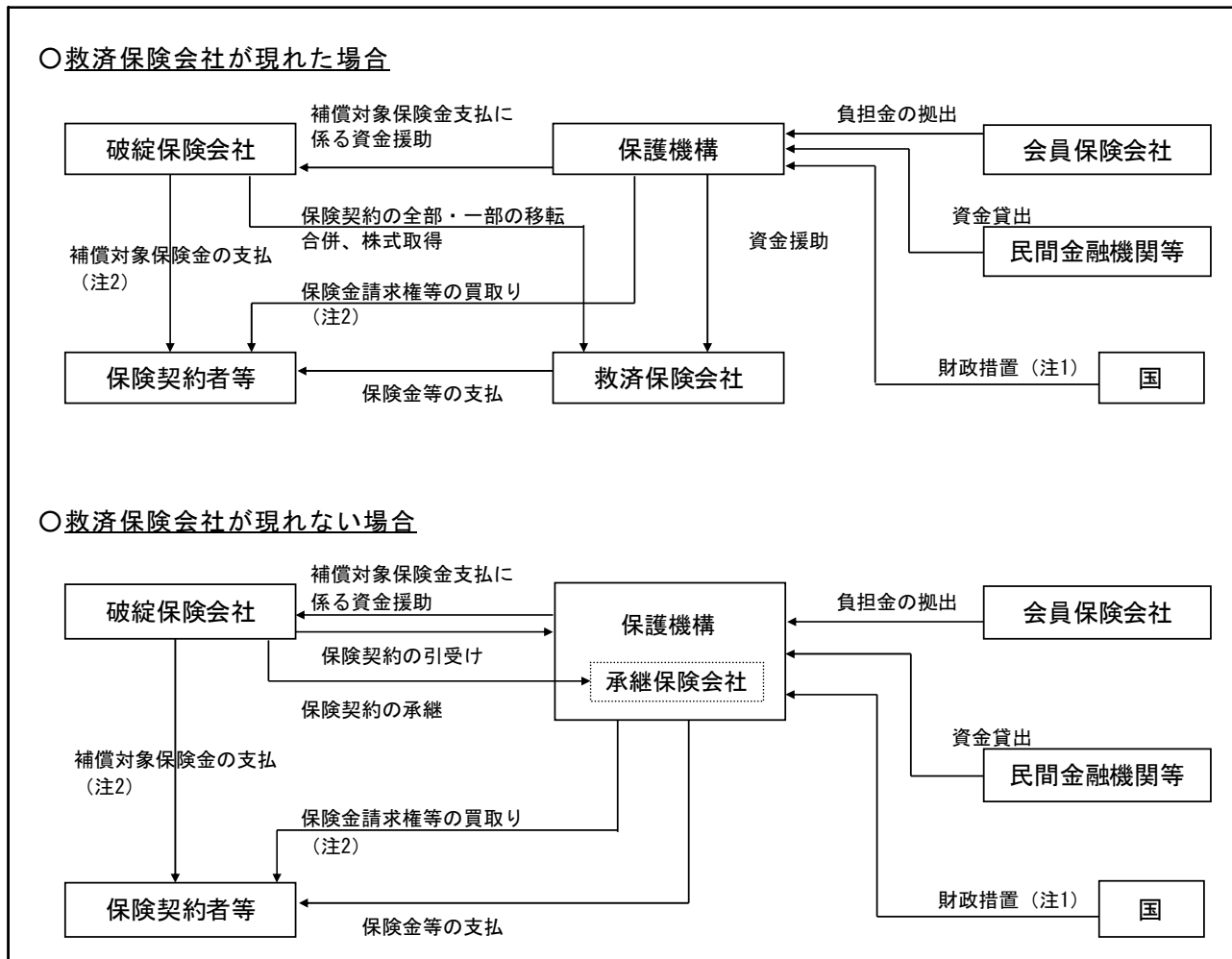
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2023年2月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家」といいます。)としてお取り扱いするようお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。